

国立大学法人東京外国語大学 ロンドン・オフィス規程

〔平成19年 8月20日〕
規則第 63 号

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学海外拠点規程第8条に基づき、国立大学法人東京外国語大学ロンドン・オフィス（以下「ロンドン・オフィス」という。）について必要な事項を定める。

（目的）

第2条 ロンドン・オフィスは、国立大学法人東京外国語大学国際学術戦略本部規程（以下「国際学術戦略本部規程」という。）第3条第1号に定める本学の国際戦略に係わる事業の遂行に寄与することを目的とする。

（設置）

第3条 ロンドン・オフィスは、英国ロンドン市を拠点として設置する。

（オフィス長）

第4条 ロンドン・オフィスにオフィス長を置く。

2 オフィス長は、ロンドン・オフィスの業務を掌理する。

3 オフィス長は、国際学術戦略本部規程第4条に定める本部員（以下「本部員」という。）の中から、東京外国語大学国際学術戦略本部（以下「国際学術戦略本部」という。）委員会において決定する。

4 オフィス長に事故あるときは、本部員の中から、国際学術戦略本部長が指名する者がその職務を代行する。

5 オフィス長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、オフィス長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（使用者）

第5条 ロンドン・オフィスを使用できる者は、次のとおりとする。

(1) 本学の教職員

(2) 国際学術戦略本部規程第4条に定める本部員

(3) 国際学術戦略本部の事業実施に係わる本学の学生

(4) その他オフィス長が適当と認めた者

（使用許可）

第6条 ロンドン・オフィスを使用する者は、オフィス長の許可を得なければならない。

2 使用許可の手続きについては、別に定める。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、ロンドン・オフィスに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年8月20日から施行し、平成19年4月1日から適用する。